

## 保険医療機関における書面掲示

当院は保険医療機関として、以下の届出を行っております。

- 歯科初診料の注 1 に規定する施設基準
- 歯科訪問診療の注 13 に規定する基準
- CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 歯科技工ベースアップ支援料

### 明細書発行体制等加算

---

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。明細書がご不要の方は、お会計時にお申し出ください。

併せて、当院は診療情報の文書提供に努めています。

### 後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

---

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、その差額の4分の1相当を追加でお支払いいただきます。ただし、先発医薬品を処方する必要があると認められる場合は、お支払いの必要はありません。

### 新しい義歯（取り外しできる入れ歯）を作るときの取り扱い

---

新しい義歯を保険で作る場合には、前回製作時より6か月以上を経過している必要がございます。ほかの歯科医院様で作られた義歯の場合も同様です。

### 個人情報の取り扱い

---

問診票、診療録、検査記録、エックス線写真、歯型、処方せんなどの個人情報は、診療以外の目的には使用いたしません。

わたなべ歯科  
院長 渡邊 由裕